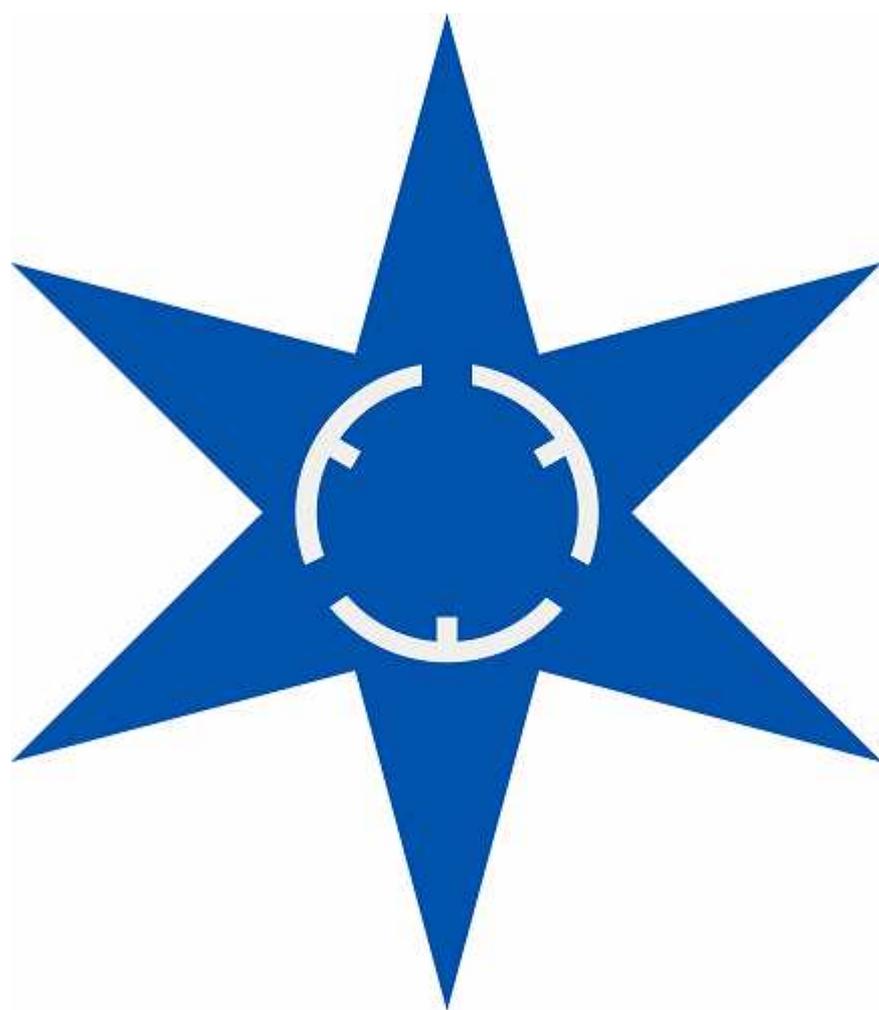


水戸市の紋章 デザインマニュアル



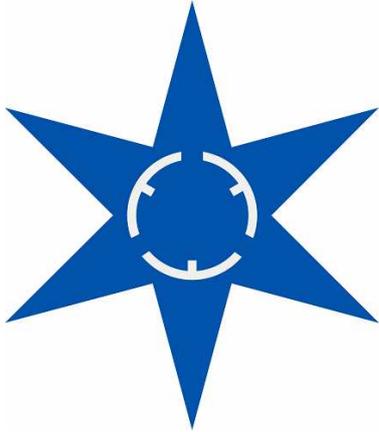
水戸市
平成 26 年 7 月

はじめに

このマニュアルは、水戸市の紋章の使用に関する規程(平成 22 年 3 月 19 日水戸市規程第 3 号)に基づき、本市の象徴である紋章の統一的な使用に関することを定めています。

水戸市紋章の色指定

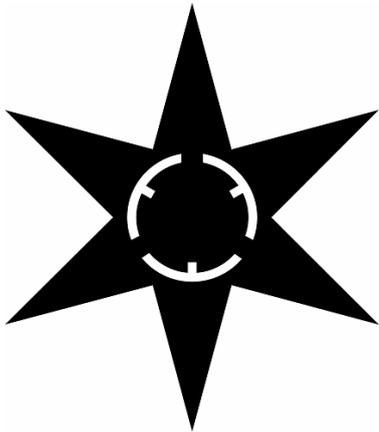
■ 多色刷や電子データ上の画像等として使用する場合



区分	青色部	中央白色部
H V C マンセル値 規程基準色	3. 4PB3. 4/12. 8	N9. 5
C M Y K (類似色)	C67 M35 Y0 K33	K6
R G B (類似色)	R0 G82 B171	R240 G240 B240

※ 白色部は白でも可とします。

■ 1色刷で使用する場合



1色印刷する場合、その印刷色での使用を可とします。

市の紋章として使用する際の留意事項

■ 縦や横への比率変更をしないこと



■ 新たな要素を加えないこと



■ 絵柄の一部を切断しないこと



■ 他の絵柄や文字等を乗せないこと

※ 台紙等の地の紋様として使用する場合は差し支えない。



問合せ先

使用についての御相談は水戸市総務部総務法制課にてお伺いします。

水戸市総務部総務法制課

〒310-8610 茨城県水戸市中央1-4-1

電話 029-232-9116

email soumu@city.mito.lg.jp